

ましては、現行「六一九、〇〇〇円」を二万五千円引き上げて「六四四、〇〇〇円」に、率にいたしまして四・〇四％、収入役につきましては、現行「五八一、〇〇〇円」を二万四千円引き上げて六〇五、〇〇〇円に、率にいたしまして四・一％に、それぞれ引き上げようとするものでございます。

参考ではございますが、今回のこの改正に要する金額は約百五十万七千円でございます。次に、附則でございますが、本条例は、平成二年十月一日から施行いたそうとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第七十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○議長（仲村清信君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十一号 福生市教育委員会教育長の給

与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本案につきましても、議案第七十号で御提案いたしました福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例同様、さきの特別職報酬審議会の答申に基づきまして、教育長の給与月額を改正をしようとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、第二条中「五十八万一千円」を二万四千円引き上げて「六十万五千円」に、率にいたしまして四・一三％のアップでございます。

参考ではございますが、今回、この改正に要する金額は三十五万六千円でございます。

次に、附則でございますが、本条例は平成二年十月一日から施行いたそうとするものでございます。以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

○議長（仲村清信君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第七十一号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第七十二号 福生市庁舎増築基金条例の一部を改正する条例を議題

いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第七十二号 福生市庁舎増築基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、基本計画の中に総合庁舎が計画されたことにより、その建設を含めた基金としたので、本条例を改正いたそうとするものでございます。

次に、改正内容につきまして御説明を申し上げます。

まず題名中「増築」を「建設」に改めまして、福生市庁舎建設基金条例といたそうとするものでございます。

次に、第一条は設置条項でございますが、同条中「増築する」を「建設する」に、「福生市庁舎増築基金」を「福生市庁舎建設基金」に改め、また第五条は処分条項でありまして、同条中「増築する」を「建設する」に改めようとするものでございます。

附則において、施行期日をこの条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に経過措置といたしまして、この条例施行の際、現に改正前の福生市庁舎増築基金条例の規定によりまして積み立てられました基金は、改正後の福生市庁舎建設基金条例の規定により積み立てられた基金とするみなし規定でございます。

なお参考までに、今議会に上程してございます補正予算の基金の積み立てを加えた累計額は十五億一千二百六十八万一千円と相なる予定でございます。

以上、大変難解ではございますが、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます、説明いたします。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(上野重勝君) それでは、三点について簡単に伺いをいたします。

まず第一点は、二年ぐらい前だったと思いますが、災害無線塔をつくる。その基盤となるために第二庁舎を建設するのだというようなお話がございました。これは部内の検討資料だったか、ちょっとはつきりしませんか、そこでお伺いをするのですが、無線塔は都庁の本庁舎の完成に合わせてつくらなければならないというようなお話があったのですが、その後、この無線塔はどのような経過をたどっているかお伺いします。

二番目は、これもたしか全協で、私は指摘したと思いますけれども、庁舎の裏側の民有地を買収する。これは大変複雑な権利関係があるので、なかなか買収が困難だろうということを申し上げておきましたが、この買収の経過についてお伺いをいたします。

第三点は、この提案理由の中で、新庁舎の建設が計画されたことによりというふうになっておりますけれども、新庁舎の計画とはどんな計画なのか、お知らせいただきたい。

○市民部長(岩崎好亮君) 無線塔の件でございますけれども、確かに東京都庁の関連で、今三多摩の市で無線塔あるいはその防災無線の関係を整備していただきたいというのが東京都の希望でもありますし、東京都の計画であったように聞いております。それは、施行されるのが来年の四月一日からできるというような東京都の話でございます。それに合わせて、各市でも計画あるいは検討をされていたということをして、この場所、ああいふ場所と検討してまいりまして、さらに庁舎等の関係で検討していたしましたのですが、何分にも現在の用地では無理があるのではないかと。いわゆる庁舎の建設と相まってやらなければならないだろうというようなことになりました。現在のところ、来年の四月から東京都庁と関連する無線塔はできないのではないかとございます。

したがって、それではどうなるのかということでございますが、庁舎の用地買収や建設ができた後に関連しましてつくらなければならないだろうということになりますので、用地買収あるいは庁舎の建設等がどういうふうに進むかによって変わりますけれども、私の方で想定するところによりますと、三年に

設計等をしていただいて、できれば四年に工事をするというような格好になりました、無線塔は平成の五年の春にできればというふうに考えております。

これもまた、いろいろの関係で流動的になるうかと思いますが、以上でございます。

○総務部長（森田 進君） それでは、私の方から二点について御答弁申し上げます。

まず一点は、裏手の庁舎の敷地予定地と申しますか、庁舎用地の増地分の用地の経過でございますけれども、面積が五百七十八平方メートルでございます。土地の所有者は一名でございます。また、権利者が一名でございます。そのほかに、権利者が建てております貸し家がございます。三名の借家人がおる状況でございます。土地の所有者あるいは借地人とは、基本的に合意が成立してございます。

あと、借家人の関係につきましては、補償等の問題が若干まだ残っているわけでございますが、現在、その辺の調整を急いでいるという問題と、もう一つ、この土地の確保に当たりまして、地主さんの方から税の特例措置が条件として出されまして、それらにつきましては当然のことでございますが、都の方の事業認可を受けるといふことが前提でございます。現在、その事業認可を受け、都と今、折衝を急いでいるという状況でございます。なお、この用地の確保につきましては、今年度の予算の中で手当てをしております。年度内には何とか確保したい。そういうふうな形で、現在、予定を立てているところでございます。

それから、新庁舎の計画というふうなことでございますが、この辺につきましては、この四月からの基本計画の中で下期に新庁舎を建設をしていく。そういうふうな形で計画されておりまして、それに基づきまして、今回、この基金等についても名称等を変えていきたいというところでございます。以上でございます。

○十七番（上野重勝君） 無線塔については、全く意外な答弁をいただいたのですが、これは緊急を要するので、どうしても四月までにやらなければいけないのだというのが、当初の考え方だったのです。それが、今聞いていると、三年後に計画して四年でつくるのだ。随分のんびりした計画で、災害無線などというのは緊急を要するものだから、もっと早急に解決を図っていかねばいけないのではないかと思うのです。

が、しかも、その四年に庁舎を建設するのかどうか、その辺ははっきりしないのに、四年後につくるというのはどういう考え方なのか。この辺がちょっとわかりません。

それから用地買収について。現在、まだ居住者も全部住んでおりますし、現状のまま、あと半年かそこらのうちに、入っている人が家をつくって出るのか、あるいは借家としてどこか借りて出るのかわかりませんが、その辺の対応は大丈夫なのでしょうか。

それから、これは平成三年ですか、仮庁舎をつくるという計画が出ています。そうすると、既にあの辺が更地になっていないと間に合わないのではないかと。いうような気がするのですが、これは例えば整地をしたり測量をしたり設計をしたりということ、定期的に間に合うのですか。その点が一点。

それから、新庁舎は下期につくるということなのですが、具体的なものはないと思うのですが、例えば立地条件とか、それから構想みたいなものは、もうそろそろ必要だと思うのですが、そういう考え方があるのかないのか。まず、立地条件などというのは、市民の意見とかあるいは議会側の意向というようなのを十分取り入れたことで論議をしていかなければいけないと思いますが、その辺の考え方はどうなのか。そしてそれと関連をして、これは議会側の問題でもございますが、特別委員会をつくって審議をするというようなことは考えているかいけないか。

以上について、再度質問いたします。

○市民部長（岩崎好亮君） 無線塔の件でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、用地買収ができて仮庁舎が建てられる。その後ということでございますので、その経過によっては変わるといふことでございます。

なお、東京都の関係で無線塔が緊急を要する場合、その間はどうかというふうな話になるうかと思っておりますが、移動無線等に対応をさせていただくよう東京都と話をしております。以上です。

○総務部長（森田 進君） 三点にわたって御質問いただいたわけでございますが、一つ、借家対策でございますけれども、借家対策につきましては、現在、交渉を進めておりまして、そのうちの二軒についてはまだ補償額の最後の詰めは行っていないわけでございますが、その中で何とか自助努力で別のところを探

す、そういう形になっております。それから、もう一軒につきましては、市の方で何とか公営の建物でもと、そういうふうなお話がございますが、その点については、まだこれから具体的に関係機関等も含めまして詰めていきたい、そのように考えております。

それから、仮庁舎の建設時期でございますが、御指摘のように平成三年度に建設をする。そういう形で進めているわけでございます。建物としては、あくまでも仮の建物ということでございまして、三年ないし五年の耐用というふうなことになると思っておりますので、用地が今年度中に確保できれば、平成三年度で十分建てられる。そのように判断をしております。

それから、総合庁舎の関係でございますが、本件につきましては、平成元年度でそれぞれ専門家に調査をお願いして、その調査の結果というものは出たわけでございますが、いずれにいたしましても、具体的に庁舎の位置を決める、その他につきましては、これからの問題になるかと思っておりますので、その時点では、また議会とも十分御相談をし、あるいは必要があれば、市民等含めた形で決めていかなければいけないものである。そのように考えております。以上でございます。

もう一点、地権者の借地人の関係でございますが、借地人につきましては、現在、市が地主さんからお借りしておりますこの西側の用地の一部を、これは地主さんとの、それを含めての条件になっているわけでございますけれども、一部を借地人の方へ提供してそこに住んでいただく。そういうふうな形で、現在、話を詰めている。そういう状況でございます。ちょうど車庫がございまして、車庫の下になると思います。あの角地を一部、地主さんとの話の中で提供するというか、そういう形で、今の借地人については住まいを確保してもらう。そういう形で、現在進めておるところでございます。（「特別委員会では、これは議会側の問題けれども、理事者としてはどう考えるかという質問をしたけど」と呼ぶ者あり）

○市長職務代理者助役（浅見裕康君） 今、答弁で特別委員会のことについては触れませんでしたけれども、理事者側としてはどうかと言われますと、当然これは先ほど総務部長もちょっと議会の御意見もということと触れておりますので、そういう意味では、つくっていただくというような形が本来的ではないか、こういう判断をしております。

○十七番（上野重勝君） これで終わりますけれども、無線塔の問題です。どうも取り組みが甘いような気がするのです。もっと積極的に取り組んでいかないと、仮庁舎ができて、その後にくくり考えますみたいなことでは、災害用ですから。

それといま一つは、最終的には福生から羽村の方まで流すのだというような話もあったのですが、そんな話は全くどっかへ行ったみたいなので、とにかくこれでおしまいにしますけれども、いまだ少し真剣に取り組んで、早期に解決するようにしておいてください。

それから、用地の問題、今お話を承ったのは、正規な書類で契約ができていますか、口頭だけの問題ですか。それから、それは確実に年度内には解決できるという確信があるのですかどうですか、その辺を一点、それだけにします。

○市長職務代理者助役（浅見裕康君） 用地買収というのは、今、契約がしてあるのかどうかという御質問ですけれども、やはりそう簡単にいくものではないのでございまして、うちの方も材料を提供して、そこで折衝をしていくというものでございますから、権利者の意向によれば、全く市の思惑どおりにいかないというケースもございます。したがって、現在、契約上の書類の詰めではございまして、実質的な一つの権利関係の調整という、今、段階でございます。

ただ、御質問いただいて答弁を申し上げるとい形になりますと、今、総務部長が申し上げたような答弁にならざるを得ないわけでございまして、用地買収もその辺の地価の高騰も含めまして、難しさがございまして。ただ、私どもも一生懸命目標に向かっては対応していきたいと思っておりますので、しばらく見守っておいただきたいという言い方は、非常に失礼でございまして、私どもで一生懸命、今取り組んでいるところでございますから、十分、今いろいろ御意見をちょうだいした、あるいは御指導いただいた点を踏まえまして真剣に取り組ませていただきますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第七十二号は、総務委員会に付託いたしましたと思っておりますが、御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第六 議案第七十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第七十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、平成二年度の税制改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、去る三月三十一日をもって公布されたことに伴い、市税条例についても改正の必要が生じたわけでございますが、改正の内容を平成二年四月一日から施行しなければならぬ部分と、先送りできる部分とに分けて、四月一日から施行する部分については、六月の定例議会で御報告申し上げましたとおり、専決処分により改正をいたしましたして、残る部分について今回、提案をさせていただきます。

また、普通徴収の方法による個人の市民税及び固定資産税の納期を変更し、サービスの向上等を図るため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、あわせて御提案させていただく次第でございます。

それではさっそくですが、改正の内容について説明を申し上げます。

まず、第三十三条の二及び第三十五条の二第一項中「生命保険料控除額」の下に「、損害保険料控除額」が加えられることによる規定の改正でございますが、これは平成三年度分の市民税から損害保険料控除が認められることになりましたことにより、改正しようとするものでございます。

次に、第三十八条第一項中「七月一日から同月三十一日まで」を「六月一日から同月三十一日まで」に、

「九月一日から同月三十日まで」を「八月一日から同月三十一日まで」に、「十一月一日から同月三十日まで」を「十月一日から同月三十一日まで」に規定を改めようとするものでございますが、これは、市民税の普通徴収分にかかわる納期の変更をしようとするもので、今までは特別の事情等によりまして、納期が税法の納期と異なっておりましたため、今回、税法どおりの納期に改めようとするものでございます。

次に、第五十七条第一項中「六月一日から同月三十日まで」を「七月一日から同月三十一日まで」に、「八月一日から同月三十一日まで」を「十二月一日から同月二十八日まで」に、「十二月一日から同月二十八日まで」を「翌年二月一日から同月末日まで」に規定を改めようとするものでございますが、これは、固定資産税の納期の変更をしようとするもので、今までは特別の事情等により、納期が税法の納期と異なっておりましたため、今回、税法どおりの納期に改めようとするものでございます。

次に、本法附則第十八条の五第一項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める規定でございますが、これは、超短期所有土地の譲渡にかかわる事業所得等にかかわる市民税の課税の特例の適用期限が、二年延長されたことにより、改正しようとするものでございます。

次に、本法附則第十九条の二第二項、第二項及び第十九条の三第一項中「平成三年度」を「平成四年度」に改めようとする規定でございますが、これは優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる市民税の課税の特例及び特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる市民税の課税の特例の適用期限が一年延長されたことにより、改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、第一条は本条例の施行日を平成三年四月一日からとすることを定めようとするものでございます。

第二条においては、本条例の改正に伴い市民税に関する経過措置について二項にわたって定めております。

第三条は、固定資産税に関する経過措置について定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定ください。

ますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十四番（村尾栄次君） ちょっとお尋ねしたいのですけれども、この納期の変更なのですが、これはどういうことでこういうふうになったのか。

それと一緒に、こういうふうに従前のような納期でやっていたのは二十六市中何市ぐらいあるのか、その二つをお尋ねしたいのです。

○企画財政部長（野沢久人君） まず納期の変更の理由でございますけれども、これにつきましては、基本的に、今まで福生市がとっておりました納期につきましては、特別の事情ということでございまして、経過的に申し上げますと、昔から財政状況といったような点等を含めまして、できるだけ早い時期にというようなことがございまして、そんなことから継続してこういう使われ方をしてきたわけでございます。ただ、最近になりまして、特に証明等の関係で市民の方々に納期が違っているために、例えば福生市に転入をされてきた方等につきましては、市民税の証明が一月おくれないと出ないというような形の状況が出てまいっております。さらに、固定資産税等につきましては、かなり今までの納期は早まっております、そういうものを税法上どおりの納期にすることの方が、市民の皆様方にとって、いろいろな点からサ―ビスの向上につながっていくというような基本的な考え方をしているところでございます、そんなところから、納期の変更をさせていただきたいというふうに考えたところでございます。

さらに、ほかの市での状況についてということでございますが、市民税の普通徴収にかかりましては、福生を含めまして三市だけが、こういった特例納期を使っているというような形でございまして、ほかは全部、税法上どおりの納期でやっております。

○二十四番（村尾栄次君） 大体理由はわかったような気がしますが、これは特別の税法上の理由があつて、こういうふうな納期を早めたのですね。これはもう大分前ですから。だから、この間に福生市の財政状況というのは、これほど逼迫しているという状態から、早く抜け出したわけなのです。こういう場

合には、やはり市民から私も随分聞きました。十年も前からもうそろそろどうだと、そこで言ったのですが、そのとき何もおっしゃらないで、今、ただ時期が来たからやるのだというような話なのですが、実際、納税者の立場から言いますと、非常に早めに普通の最終のところは二月の末で大体終わるのですが、十二月いっぱい終わる。途中では続けて納めなければならないというようなことで、非常に不思議がられてきたわけです。これで、今回改正したので、非常に結構だと思えますけれども、実際、その間に少し早く納めたということについては、やはり納税者に対して早く言えば多大の迷惑をかけているということは、おわかりだったと思うのです。

だからそういう意味で、こういうことについては、やはり早目にもっと五年も七年も前にこれではできたわけだろうと思うのです。やらないよりやった方がいいということ、これは非常に結構だと思えますので、今後こういうふうな納税者――納税者に対して、やはり一つのサ―ビスをするような気持ちを持っていただかないと困るだろうと私は思うのです。といいますのは、市の方では、税金は納めるものは納めて、取るものは取っていいのだという考え方では、本当の市民サ―ビスにならないと思うのです。公平という立場から、あえてこの点を申し上げます。今後ともそういう気持ちで、市民に対して公平な気持ちでひとつサ―ビスをしていただきたいというふうに要望いたしまして、終わります。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。
ただいま議題となっておりまして議案第七十三号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第七十四号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第七十四号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例についての提案理由並びに改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、都市計画税の納期を変更し、固定資産税の納期に合わせるため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、今回御提案をさせていただく次第でございます。

それでは、改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、第五条第一項中「六月一日から同月三十日まで」を「七月一日から同月三十一日まで」に、「八月一日から同月三十一日まで」を「十二月一日から同月二十八日まで」に、「十二月一日から同月二十八日まで」を「翌年二月一日から同月末日まで」に規定を改めようとするものでございますが、これは、都市計画税の納期の変更をしようとするものでございまして、今までは特別の事情等により納期が税法の納期と異なっていましたため、今回、税法どおりの納期に改めさせていただきたいとするものでございます。附則といたしまして、第一項は本条例の施行日を平成三年四月一日からとすることを定めようとするものでございます。

第二項については、本条例の改正に伴う経過措置について定めておるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第七十四号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（仲村清信君）

日程第八 議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は、東京都の制度といたしまして、ひとり親の状態あるいは父あるいは母が重度の障害がある場合の義務教育終了前の児童、または二十歳未満で一定の障害を有する方に、市の条例に基づきまして手当を支給しようとするものでございます。今回、児童福祉の向上の一環として、都条例が改正されましたことに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表第二表中、育成手当の月額「一〇、〇〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、障害手当の月額「一二、〇〇〇円」を「一二、五〇〇円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成二年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の児童育成手当の条例の規定は、平成二年十月分の手当から適用いたします。同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいます

ようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十五号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十六分 休憩

午前十一時 十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九 議案第七十六号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十六号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

この制度は、東京都の制度として六十五歳以上の人で六カ月以上寝たきりの状態にある方を対象として

おります。この市の条例に基づきまして、手当を支給するものでございまして、今回、老人福祉向上の一環といたしまして、都の条例が改正されましたことに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、七十歳以上の方に支給する手当の月額「四万千円」を「四万三千円」に、七十歳未満で所得基準以下の方に支給する手当の月額「三万四千五百円」を「三万六千円」に、また七十歳未満で所得基準を超える方及び都の重度心身障害者福祉手当受給者に対しては、月額「二万三千円」を「二万四千円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成二年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の老人福祉手当条例の規定は平成二年十月分の手当から適用いたします。同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十 議案第七十七号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十七号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度も東京都の制度といたしまして、身体障害者二級以上の方、精神薄弱者中程度以上の方あるいは脳性麻痺、または進行性筋萎縮症の方に対し、市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、今回、重度心身障害者の福祉の向上の一環として都の条例が改正されましたことに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第三条中、月額「一万二千元」を「一万二千五百円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成二年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の重度心身障害者福祉手当の規定は、平成二年十月分から適用いたします。同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

〇議長（仲村清信君） 日程第十一 議案第七十八号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議

題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

予算の内容に入ります前に、今回の補正予算の概要につきまして触れさせていただきます。

まず、歳入におきまして主なものを申し上げますと、市税におきましては、市民税の個人分の調定増によるもので、地方交付税においては、八月二十八日に交付決定されました普通交付税の当初見積予算との差額分でございます。寄附金につきましては、宅地開発指導要綱によります学校施設等整備事業寄附金。

それと、平成元年度一般会計決算見込みによります繰越金等が、主な歳入となっております。

歳出におきましては、人件費分として今回、改定を予定しております議員報酬、非常勤の特別職の報酬及び市長、助役等の四役の給料六百八十四万八千円が追加となっております。そのほかでは、計画されております諸事業に充てるための積立金でございます。総務費で、先ほど提案されました市庁舎建設基金と諸支出金で、都市施設整備基金及びふるさと基金への積み立てがございます。それと教育費におきまして、寄附金を学校施設等整備基金へ積み立てるものが、今回追加となる主な歳出となっております。

それでは、予算書に基づきまして、その内容について説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、総則でございますが、第一条で既決予算額に歳入歳出それぞれ十三億九千二百七十七万七千円を追加し、歳入歳出予算総額を百六十七億三千四百六十八万五千円と定めようとするものでございます。

次に、三ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきまして、御説明をいたします。

第一款の市税でございますが、三億一千二百七十三万四千円を追加でございます。

まず、市民税で二億六千八百万円の追加は、普通徴収分一億七千八百万円と特別徴収分九千万円で、所得割の調定増によるものでございます。

次の固定資産税二千七百五十万円の追加は、土地の調定増及び償却資産で、調査結果による調定増でございます。

次の特別土地保有税の一千六百二十三万四千円の追加は、土地の保有分で、二社の二カ所分でございます。

次の都市計画税の百万円の追加は、土地に対する調定増でございます。

第六款地方交付税でございますが、普通交付税におきまして、今般算定結果の確定がございまして、交付決定されました当初予算との差額、四億九千五百三万八千円の増額でございます。これを当初予算と比較いたしました、基準財政需要額の単位費用の改定と地域づくり推進事業経費の導入等によりまして、大幅に増加したことによるものでございます。

次に、第十一款都支支出金の四万二千円の追加は委託金でございまして、報酬改定による都知事選挙費の増によりまして交付金等の追加でございます。

次の第十三款寄附金の七千九百九十二万一千円の追加は、宅地開発指導要綱によりまして学校施設等整備事業寄附金四件分六千九百九十二万一千円と西武信用金庫の地域協力基金からの寄附金五十万円で、それと株式会社三晃開発の設立記念の寄附金五十万円の合計額でございます。

次の第十四款繰入金の一万円は基金繰入金で用品調達基金の評価益等による繰入金でございます。

次の第十五款繰越金の五億一千二百四十六万七千七百七十七円の追加補正は、平成元年度一般会計決算によりまして当初予算との差額五億一千二百四十五万七千七百七十七円と、平成元年度で廃止されました土地地区画整理事業会計の残金一万円との合計額でございます。一般会計の繰越金の総額は五億八千二百四十六万七千七百七十七円と相なる次第でございます。

次の第十六款諸収入七十九万五千円の追加は、福祉補助事業の都負担金及び補助金の精算によりまして過年度収入でございます。

以上が歳入でございます、合計いたしますと十三億九千二百七十七万七千七百七十七円となり、歳入予算総額は百六十七億三千四百六十八万五千円と相なる次第でございます。

次に、四ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出についての説明を申し上げます。

第一款議会費の三百三十九万五千円は、今回の報酬改定によりまして増加分でございます。

次に、第二款の総務費五億二百四十六万七千七百七十七円の追加補正は、まず総務管理費で五億二百二十二万七千七百七十七円の増額でございます、これは基本計画において後期に庁舎を建設する予定がされたところから、庁舎建設基金への積立金五億円と市長等の給与の改定による増額分百五十万七千七百七十七円。それに行政協力員の報酬改定七十二万円との合計額でございます。庁舎建設基金は、これによりまして十五億一千二百六十八万一千円となるでございます。

次の選挙費の十五万五千円と監査委員費の十万五千円は、いずれも報酬改定によるものでございます。

次の第三款民生費の二千九百九十四万六千六百六十六円の追加でございますが、社会福祉費で二百十六万六千六百六十六円、児童福祉費四百三十六万二千六百六十六円、生活保護費二千三百四十一万八千八百八十八円の合計額で、いずれも事業に対する国・都支出金の精算によりまして返還金でございます。

次に、第四款衛生費の十八万八千八百八十八円の追加は、民生費と同様に事業に対します国庫支出金の精算による返還金でございます。

次の第八款土木費の百五十万五千円は公園維持管理費で、修繕料の不足によりまして追加補正をさせていただきます。